

児童手当 認定請求書

提出年月日		年 月 日				※住民登録番号		※受付確認年月日				
請求者	①(ふりがな) 氏名			②性別 男・女	③配偶者 有・無	⑨支払希望 金融機関	名称 銀行 信用金庫 ()					
	④生年月日	・	・	⑤勤務先			預金種別	支店コード	支店名			
	⑥住所	東京都北区 電話()				普通・当座						
						口座番号		口座名義(請求者名義)				
	1月1日時点の住所 (1~5月分は前年、6~12月分は本年)	(上欄と異なる場合に記入してください)		⑧請求者の加入している 公的年金制度の種別	ア. 厚生年金保険 イ. 国民年金 ウ. その他()				⑩所得 の状況	令和 年分所得額		
	⑦個人番号				※以下の共済組合の組合員である場合は括弧内に○を記入してください。 ()私立学校教職員共済 ()国家公務員共済 ()地方公務員等共済					(請求者)	円	
	配偶者等	⑪(ふりがな) 氏名	⑫生年月日	・		⑯請求者の控除対象 配偶者又は同一 生計配偶者の場合 に○印	控除対象 配偶者 同一生計 配偶者	⑯個人 番号				
⑬職業		ア. 被用者 イ. 公務員 (勤務先:)	ウ. 被用者等でない者									
⑭住所 (⑥と異なる場合)						1月1日時点の住所 (1~5月分は前年、 6~12月分は本年)	(左欄と異なる場合に記入してください)					
大学生年代		氏名	続柄	生年月日	監護相当 の有無	生計費負担 の有無	同居・別居 の別	海外留学をしている 場合の出国年月	住所 (別居の場合)	[※該当事由] 転入・出生・同居優先・児童入国・その他 [※同時申請] 育成・児扶・特児・ひ親・子医 [※不足書類] 有・無 □ 健康保険証(資格証明書等)の写し □ 監護事実の申立書 □ その他 □ 戸籍謄本 □ 独身証明 [※補正等] 有・無 □ 口座未記入 □ その他 □ 配偶者消滅待ち □ 住基登録待ち □ 児童居住・監護確認		
⑮児童		(ふりがな)		・	有・無	有・無	同・別	年 月				
		(ふりがな)		・	有・無	有・無	同・別	年 月				
		(ふりがな)		・	有・無	同一 ・ 維持	同・別	年 月				
		(ふりがな)		・	有・無	同一 ・ 維持	同・別	年 月				
※裏面の注意をよく読んでから太枠内を記入してください。※印の欄は、記入しないでください。字は、楷書(かいしょ)ではっきり書いてください。										※合計月額		
[注意]⑰「監護相当の有無」及び「生計費負担の有無」がいずれも「有」の場合は、本請求書と併せて「監護相当・生計費の負担についての確認書」を御提出ください。(⑯児童の兄姉等と⑮児童の合計人数が3人以上の場合に限る。)												
※決定区分										※認定・却下年月日		
認定 〔被 ・ 非〕 ・却下												
※認定番号										※支給開始年月		
有 年 月 開始の特例 無												
※受付										※審査	※入力	※確認

注意

- 1 ①の欄は、請求者が個人である場合は氏名を、法人である場合は法人名及び代表者氏名を記入してください。
- 2 ⑥の欄は、請求者が個人である場合は住民票上の住所を、法人である場合は主たる事務所の所在地を上欄に記入してください。
また、請求者が個人であり、本年（1月から5月までの月分については、前年をいいます。）1月1日に他の市町村（特別区を含みます。以下同様です。）に住所を有していた場合は、当該住所を下欄に記入してください。
- 3 ⑦の欄は、請求者が個人である場合のみ12桁の個人番号を記入してください。
- 4 ⑧の欄は、⑯欄に3歳に満たない児童がいる請求者に限り、請求の日における公的年金制度の加入の状況について、次により記入してください。
ア 加入している公的年金制度について、「ア」から「ウ」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。「ウ」を○で囲んだ場合は、（ ）内にその年金の名称を記入してください。
イ 「ア」を○で囲んだ場合で、第四種被保険者又は高齢任意加入被保険者（これらの者が保険料を自ら全額負担している場合に限ります。）であるときは、当該欄の余白に「四種」又は「高任」と記入してください。
- 5 ⑩の欄は、請求者及び配偶者の前年（1月から5月までの月分については、前々年をいいます。）の所得についての市町村民税又は特別区民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得金額及び短期譲渡所得金額（譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額）並びに先物取引に係る雑所得等の金額、特例適用利子等の額、特例適用配当等の額、条約適用利子等の額並びに条約適用配当等の額の合計額を記入してください。
- 6 ②、③、④、⑤、⑧及び⑩の欄は、請求者が法人である場合は記入する必要はありません。
- 7 ⑪、⑫、⑬、⑭及び⑯の欄は、2人以上で児童を養育（監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。以下同様です。）している場合に記入してください。
「配偶者等」とは、児童を養育する配偶者、未成年後見人等をいいます。なお、配偶者には、児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、請求者と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含みます。
⑪の欄は、配偶者等が他の市町村に住所を有する場合に住民票上の住所を左欄に記入してください。また、配偶者等が本年（1月から5月までの月分については、前年をいいます。）1月1日に左欄と異なる市町村に住所を有していた場合は、当該住所を右欄に記入してください。
- 8 ⑫の欄は、⑯の欄に記載する児童の兄姉等のうち、18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
- 9 ⑬の「監護相当の有無」の欄は、監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をしている場合には、有を○で囲んでください。
- 10 ⑭の「生計費の負担の有無」の欄は、⑯の欄に記載した子が、請求者の収入により日常生活の全部又は一部を営んでおり、かつ、これを欠くと通常の生活水準を維持することができない場合には、有を○で囲んでください。例えば、同居であつて子の学費や家賃・食費相当の負担の少なくとも一部を親が負っている場合、別居であつて親が学費や生活費の一部を仕送りしている場合等が該当します。
- 11 18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が海外に留学している場合は、⑯の「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか（出国した年月）を記入してください。
- 12 ⑯の欄は、請求者が養育する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
- 13 児童が海外に留学している場合は、⑯の「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか（出国した年月）を記入してください。
- 14 ⑯の「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
ア 「同一」は、児童が請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、請求者がその子と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
イ 「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持しているときに○で囲んでください。
- 15 この請求書には、次の書類を添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含みます。）によって市町村長（特別区の区長を含みます。以下同様です。）が確認ができるときは、当該書類は省略することができます。
ア 児童又は児童の兄姉等が他の市町村に住所を有する場合は、その児童又は児童の兄姉等の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であつて、その児童又は児童の兄姉等が世帯主である場合にはその旨、その児童又は児童の兄姉等が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの
イ 児童が海外に留学している場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにできる書類
ウ 児童が請求者自身の子であり、請求者がその児童と別居している場合は、請求者のその児童に対する養育の状況を明らかにできる書類
エ 請求者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにできる書類
オ 請求者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにできる書類
カ 児童が請求者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び請求者とその児童との養育関係を明らかにできる書類（請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。）
キ 生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにできる書類
ク 請求者に配偶者がある場合には、本年（1月から5月までの月分については、前年をいいます。）1月1日に他の市町村に住所を有していた場合は、請求者又は配偶者の前年（1月から5月までの月分については、前々年をいいます。）の所得の額についての市町村長の証明書
ケ ⑯の欄に3歳に満たない児童がいる請求者が被用者であるときは、当該事実を明らかにできる書類
コ ⑯の欄の「監護相当の有無」及び「生計費負担の有無」がいずれも「有」の場合は、⑯の欄に記載した子に係る「監護相当・生計費の負担についての確認書」
サ ⑯の欄の「監護相当の有無」及び「生計費負担の有無」がいずれも「有」の場合に、⑯の欄に記載した子が海外に留学している場合は、当該子が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにできる書類